

公益財団法人愛媛県消防協会会員に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人愛媛県消防協会定款（以下「定款」という。）第41条第2項の規定に基づき、公益財団法人愛媛県消防協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに会費納入に関して必要な事項を定めるものとする。

(普通会员)

第2条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第11条第1項及び第19条第1項の規定に基づく消防職員及び消防団員は、この法人の普通会员となる。

(賛助会員)

第3条 この法人において、事業目的に賛同して活動を援助する者は、会長の承認を得て賛助会員となることができる。

(名誉会員)

第4条 この法人に対して特別な寄付があった者又は次の各号のいずれかに該当する特別の功労があった者で、理事会において承認された者は、名誉会員となることができる。

- (1) 会長として1期以上就任し、又は業務執行理事を2期以上務めた者
- (2) 理事として3期以上就任し、この間に業務執行理事を1期以上務めた者
- (3) 理事又は監事として4期以上務めた者
- (4) その他この法人の発展に著しい功績のあった者

(特別会員)

第5条 この法人の事業目的に賛同する市町（消防事務組合を含む。以下同じ。）及び消防関係機関は、理事会の承認を得て、特別会員となることができる。

(入会手続)

第6条 賛助会員になろうとする者は、様式第1号の入会申込書を会長あてに提出しなければならない。

(委嘱状の交付)

第7条 賛助会員又は名誉会員になった者に対して、様式第2号の委嘱状を交付する。

(理事会への報告)

第8条 会長は、新たに第3条及び第4条の会員となった者について、その属性及び承認した理由を委嘱した日の最も早い時期に開会する理事会に報告しなければならない。

(会費の徴収)

第9条 会費の徴収は、次のとおりとする。

- (1) 普通会员の会費については、第5条で定める特別会員が負担するものとし、その額は別途理事会で定める。
- (2) 賛助会員の会費は、年1口1,000円を徴収する。
- (3) 名誉会員の会費は、徴収しない。
- (4) 特別会員の会費は、徴収しない。

(会員の特典)

第10条 第2条から第5条に掲げる会員は、次の各号の特典を受けることができる。

- (1) この法人が発行する機関紙「えひめ消防」の配布
- (2) この法人が主催若しくは協賛する研修会又はセミナーへの参加
(会費の使途)

第11条 第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50パーセント以上を当該年度の公益目的事業に使用しなければならない。

(除名)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に反する行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 定款又はその他の規則に違反したとき。
- (3) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の公益目的に違背したとき。
- (4) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第6条に該当するとき。
- (5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第13条 会員は、様式第3号の退会届をこの法人に提出することにより、いつでも退会することができる。

- 2 普通会员の退会については、市町が定めている退団(職)届をもって、退会届に替えることができる。
- 3 前項の場合、既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。
- 4 退会者は、退会時において未納会費がある場合は、速やかに納入しなければならない。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この規則は、平成25年6月1日から施行する。
- 2 公益財団法人愛媛県消防協会会員に関する規程は、廃止する。
- 3 この法人の設立の前日(平成24年3月11日)までに財団法人愛媛県消防協会に加入していた会員及び平成24年3月12日から平成25年5月31日までの間にこの法人に加入していた会員は、定款第41条に規定する会員とみなす。
- 4 前項の会員の加入期間は、この法人に加入していた期間に算入するものとする。